

不満うずまき市大キャンパスに自治会 再建の生氣ある風さ。

『全学連支持会公議』

① はじめに

「民学同」・「社学同」による、長年にわたる自治会の
私物化と政心腐敗は、そしてその彼に旅行され
たる五月にわたる封鎖、暴力支配により、すでに二年以
上にわたって、全学学生自治会が存在しない。

ごく一握りの全共斗一派は、学生内部における民主マ
義と、自治会そのものも暴力的に破壊し、今日に至って
は、彼らの専ら活動は、白昼テロルと看板のやりとりな
っている。「民学同」は、親全共斗、反全学連の分裂主
義的「統一」なるものを唱え、数年前の自治会私物化、
私物化の「栄光」を夢見ているのである。

学友諸君

いままわしと私物化の「主役」により破壊せられた
自治会に誰によって再建されるべきか。

むろん、この任務は、我々学生一人一人の双肩にかか
っていると言わねばならない。

④ 「おもしろくない」原因

前社、大企業関係の就職決定が、ほぼ半ばを過ぎた今
この頃、なんともやりきれない思いにとられるので
ある。「大学で三年余り、何をしてきたのか？」と。同
い直す氣力すら奪い去ろうとする程、今日の市大は、そ
の生氣を失っているのではなからうか？

我々はこの不満の根源を、つぎの4点にあると考える。
オ一に、政府文部省、大阪市の一貫した反動的低文取
扱である。「こんなオンボロ大学でどないして勉強する
んのか」、これは、ある新入生の辛直守言葉である。

文科系で、文部省の大学設置基準の半分以上、設置基
準ぎりぎりの工学部でも、企業の下請け研究所と化して
いるところが多い。学生施設も、狭い学生ホール、64石
定員、粘り強い斗いでからとられた新サークルBOX
程度しかない。教員数も、定員を大巾に下回って、講義
、マスプロ化に拍車をかけている。こうして大学の貧困

化と共に国家統制、産学協同の推進が日に日に進行してい
るのである。

オ二に、大学当局の自主規制、「大学の自治」教授会の自治
の思想である。

「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、
直接に責任を負って行なわれるべきものである」(教育基
本法、20条)と述べられている存に、大学に於ては、そ
の自治が保障されねばならない。これは大学の歴史が語る
教訓である。この自治を守る上で、大学内の教員、職員、
学生は対等平等でなければならず、大学の自治は決して、
「教授会の自治」に至少化されてはならない。しかし、今
日の市大では「教授会自治論」が根強くはびこり、大阪市
に対しては専ら、無抵抗、自主規制で、他方、学生に対し
ては、単なる「批判者」とみなし、学生の自治組織がない
のと同じく、管理意識マルゲシの大学運営が多々行
なわれている。このことはウラハラに、全共斗残存分子の
白昼公然たる、学内テロ行為にも、一切の糾弾表明すら出
せず、彼らの暴挙の前で、あわてふためき、暴力に屈する
姿勢にも如実にあらわれている。こうした「自主規制、教
授会自治」のもとで如何なる学問研究が進展しようか。
オ三に、長年にわたる「社学同」「民学同」の自治会引き
ずり、暴力的封鎖により、学生の団結が奪われ、自治
会が崩壊せられていることである。

学生は、大学内部において、その自治を確立しなくてはな
らない。何故なら、政府文部省、大阪当局がおしする
一貫した大学私物化、自治破壊と、最も強力に斗える部
隊は我々学生であり、今日まで、大学支配の重要な柱とな
ってきた、教授会自治論、自主規制路線に最も有効な打撃
を与えることが可能なのは、自治会再建を通して、大学内
部において我々学生が正当な権利を確立することである。

自治会が存在しないから、全共斗の封鎖、暴力支配、
教授会自治論と非民主的な大学運営、劣悪な勉強環境は全

(ウラに流)

とし、を甘受しなければならぬのである。
第四に、全共斗による、学園封鎖とそのもたらした結果である。

一年近くの間、印は、十数億に上る被害や、文系合同校舎、学生ホール差土の一年延期だけでなく、自治会の崩壊、
学生自治会に対する無感覚をもちだし、そのことが大学当局と一層の自主規制路線へとめりこませた。全共斗の叫び、市大解体のエネルギーは、ゼロックス複写と、生アルバイトに吸収されてしまったのだろうか？

山学部委員会、自治会の再建を

現在、安保条約定期限終了を目前にいかえ、反動勢力日本の軍国主義復活と不可分の関係で、大学の全面的反動的再編をなしとげようとしており、これと鼻に反対する基礎力は自治会再建、学生自治権の確立を通じた、学園民主化にある、と言つてもよい。

また、学長選挙、理、家政学部の学部長選挙、文系合同校舎、学生ホールの建設工事や、我々学生が意見を緊急に集約し、それそれに我々の要求を反映させる必要のある問題が、山積している。経済学部においても、4回生ゼミ代会議、学部委員が、三月の末から再三にわたってカリキュラム改善を要求して、教授会に申し立てられているにもかかわらず、教授会で、日までもそのことが一切討議されていない。かつたばかりか、以前約束していた、開講課目のことすら全く無視されていることが、5月大衆会見で発覚した。
、こうした問題を、全学生の意志を集約し、斗い、解決することができるのは、自治会規約にのっとる学生の自治組織、学部委員会、自治会だけである。

IV 自治会再建の道すじ

現在、自治会の主要機関である、中央執行委員会、選挙管理委員会、代議員会は崩壊しているが、自治会規約は存続しており、我々はそれに拘束されていると同時に、それによって学生大会の開催、自治会を再建する義務と権利を有する。現在の自治会規約は多くの不十分で、不明確な点を持っているが、この規約にのっとって我々は緊急に自治会を再建しなければならない。

すなわち、全学学生大会は、学生数の1/2以上の署名で召集可能となり、学生数の1/2以上の参加のもとに成立する。全学学生の最高決定機関である。この召集は、本来自治会中央執行委員長、もしくは代議員会議長が行なうべきものであるが、それが存在しない今日、自治会規約にのっと

って存在する法学部委員会や、今E、S、Jなど再建めがけて運動が進められている各学部委員会のいくつかの連名、その他のクラスゼミの連名によれば十分民主的のものになるだろう。我々は各学部委員会が自治会再建の元頭に立つて奮闘してくれることを期待する。

学生大会は全学生の最高決定機関であり、臨時中執、臨時選挙管理委員会を速立し、自治会の臨時執行部体制を確立し、代議員会の再建、選挙権の拡大を行い、クラス、ゼミ、サークルを基礎とした、戦線的、民主的な自治会を再建しよう。

学友諸君。

もつ、これ以上、今日の市大を甘受する訳にはいかない。クラス、サークル、ゼミ、その他で学部委員会再建、全学自治会再建の運動を推し進めよう。

「学園民主化を強力に推進する自治会を。」

「我々の要求実現と権利拡大をかりとる自治会を。」

「中教審、安保を闘う自治会と不満渦巻く市大キャンパスに自治会再建の生氣ある風を。」